

林政部優良工事施工者表彰実施細則

(目的)

第1条 この細則は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱第7条の規定に基づき、林政部の所管にかかる優良工事施工者表彰の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰対象の工事範囲)

第2条 表彰の対象工事は、林政部が発注した工事とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 1件の最終請負金額が500万円以上の工事
- (2) 「岐阜県建設工事成績評定要領」による工事成績評定点が、原則として80点以上の工事

(附則)

この細則は平成19年5月23日より施行する。

(附則)

この細則は平成20年6月5日より施行する。